

観光地域づくり整備事業費補助金取扱要領

平成 30 年 4 月 6 日

観 政 第 6 7 1 号

第 1 通則

観光地域づくり整備事業費補助金の交付に関しては、観光地域づくり整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこの取扱要領の定めるところによる。

第 2 観光地域づくり整備計画推進事業

(1) 採択要件

市町、公益社団法人静岡県観光協会、観光関係団体、鉄道事業者、民間製造等事業者及び屋外広告物の設置者又は管理者が実施する「観光地域づくり整備計画（以下「整備計画」という。）」に位置づけられた事業であって、次の各号ア～オの何れかに該当する事業とする。

- ア 交流人口の増加に寄与するもの
- イ 観光客の利便性、快適性の向上に資するもの
- ウ 施設の過剰利用を緩和・解消するもの
- エ 観光客の安全対策に資するもの
- オ 優れた景観形成に資するもの

(2) 条件事項

観光地域づくり整備計画推進事業を実施しようとする市町は、整備計画を作成しなければならない。

- ア 整備計画は、別途策定する観光地エリア景観計画と整合を図った上で、要領様式第 1 号から 4 号により作成し、県の承認を受けるものとする。
- イ 整備計画は、別途策定する観光地エリア景観計画と同一の区域において作成する。
- ウ 市町は、整備計画の作成にあたって費用対効果分析を行い、県は、その費用便益比率（B/C）が 1 以上の計画に限り承認する。
- エ 整備計画の計画期間は、3 年とする。
- オ 市町は、整備計画終了の翌年度末までに、当初設定した指標に基づき、実績値の評価を行わなければならない。整備計画終了の翌年度から引き続き次期計画を作成し、事業を実施する場合には、整備計画終了年度末までに途中段階での評価を行い、次期計画に反映すること。
- カ 1 整備計画あたりの補助金総額は、2 億円を限度とする。

(3) 不採択事項

以下の事業は、補助対象としない。

- ア 整備計画に記載のない事業
- イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に規定する政令で定める公共土木施設の整備・改修事業（観光振興を目的に当該施設に付加価値をつける整備及び著名地点誘導標識整備ガイドラインに規定する誘導標識整備を除く。）
- ウ 既存施設の維持補修事業及び改修・改築に伴う既存施設の撤去事業（整備計画に基づき行う屋外広告物の撤去事業を除く。）
- エ 条例に適合する屋外広告物であって、市町が所有する行政財産の撤去事業
- オ 1 整備計画あたりの補助金額が 200 万円未満の小規模事業

カ 仮設的な施設を整備する事業

キ 観光地域づくり整備事業費補助金以外の補助を受けて実施する事業

ク 異常な天然現象により被災した施設の災害復旧事業（被災した施設を整備計画に基づき新たに整備する場合を除く。）

(4) 補助対象事業費の除外財源

補助対象事業費は、観光地域づくり整備事業に要する経費に充てる財源のうち、寄付金、分・負担金、諸収入を控除した額とする。

(5) 補助対象経費

整備計画に位置づけられた観光地域の魅力向上のための事業費

ア 工事費

(ア) 市町又は公益社団法人静岡県観光協会が実施するものについては、要綱第3(1)に規定する整備事業費。

(イ) 観光関係団体が実施するものについては、要綱第3(1)に規定する事業であって、市町が補助するもの。

(ロ) 鉄道事業者が実施するものについては、要綱第2(5)に規定する鉄道駅において、観光客が円滑に若しくは安全に移動でき又はその利便性が向上するための鉄道駅ユニバーサルデザイン施設の整備であって、市町が補助するもの。

(ハ) 民間製造等事業者が実施するものについては、地域固有の産業、歴史的・伝統的産業又は先端産業等における施設を原則として無料で見学又は体験させるための用途に供する産業観光施設の整備であって、市町が補助するもの。

イ 設計費

県景観まちづくり課が委嘱する景観形成推進アドバイザーの意見を反映して実施する施設等の設計に関する費用であって、整備計画期間内に施設整備を行うための詳細設計費。

ウ 屋外広告物の撤去費

静岡県屋外広告物条例又は各市町が制定する屋外広告物条例の許可を受けている屋外広告物であって、その設置者又は管理者が整備計画に基づき行う観光地域の魅力向上のための撤去事業に対して市町が補助するもの。

(6) 事業実施上の留意事項

ア 整備計画の提出にあたり、採択要件ごとに、**要領様式第4号**で定める審査項目に合致していることがわかる資料を添付すること。

イ 整備計画に記載する事業については、別途策定する観光地エリア景観計画に記載があることが必要であるが、外観の変更を伴わない事業については、この限りでない。

ロ 補助金交付の内示をうけた事業を交付決定前に中止又は廃止するなど補助金額を変更する必要がある場合は、速やかに所定の手続きにより報告すること。

ハ 補助対象事業の着工は、原則として、県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度においてやむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した工法協議書を提出すること。

ニ 事業執行にあたっては、進捗管理を徹底し、多額の不用額が生じないよう十分留意すること。

第3 世界遺産関連整備事業

(1) 採択要件

世界遺産の顕著な普遍的価値を次世代へ確実に継承するため、適切な保存・活用を推進することを目的として、管理団体が世界遺産構成資産を整備する事業であり、かつ文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）に基づく国庫補助金の交付を受けて実施する事業とする。

(2) 条件事項

- ア 1事業の執行期間は5か年以内とし、補助金の総額は1億円を限度とする。
- イ 執行期間が2か年以上にわたる事業は、補助金交付申請に先だち全体計画書を作成し協議すること。また、当該計画を変更（要綱第6に規定する軽微な変更を除く。）する場合も同様とする。（要領様式第5号）

(3) 不採択事項

以下の事業は、対象としない。

- ア 補助金額200万円未満の小規模事業及び維持補修
- イ 工事費以外

(4) 補助対象事業費の除外財源

補助対象事業費は市町の行う世界遺産関連整備事業に要する経費に充てる財源のうち、国庫補助金、寄付金、分・負担金及び諸収入を控除した額とする。

(5) 補助対象事業の要件

補助対象となる事業は、世界遺産構成資産の保存活用のために行う次に掲げる事業とする。

なお、「史跡等」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項、第2項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物をいう。

- ア 神社等の建築物、石垣等の復旧工事
- イ 史跡等の管理に必要な標識、説明板、囲い及びその他の施設の設置工事
- ウ 史跡等を理解させるための照明施設設置などの工事及び必要な休息施設、便所等便益施設等整備
- エ 史跡等の全体像を認識できるような模型等の製作や復元的整備
- オ 史跡等の野外観測等のための施設の設置
- カ 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置
- キ 史跡等の重要な構成要素をなす建造物・復元建造物等について行う警報設備、消火設備等の設置工事
- ク 史跡等の重要な構成要素をなす建造物等についての耐震対策
- ケ 災害復旧
- コ その他、事業の採択要件に合致し、世界遺産構成資産の保存・活用上特に必要と認められる事業

(6) 事業実施上の留意事項

- ア 事業執行にあたっては、進捗管理を徹底し、多額の不用額が生じないよう十分留意すること。
- イ 補助金交付の内示を受けた補助金額を変更する必要がある場合は、速やかに所定の手続きにより要望すること（要領様式第6号）。
- ウ 補助対象事業の事務経理に当たっては、当該事業とその他の事業について関係書類及び帳簿等を明確に区分しておくこと。
- エ 文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）に基づく国庫補助金の内示、交付決定又は交付確定があった場合には、当該通知の写しをそれぞれ受理した日から10日以内に富士山世界遺産課へ提出すること。
- オ 工事費は、本工事費、附帯工事費とする。

附則

この要領は、平成30年4月6日から適用する。

第 年 月 日
号 日

静岡県文化・観光部観光交流局観光政策課長 様

市町長 氏 名 ㊟

観光地域づくり整備計画（変更）協議書

観光地域づくり整備計画を作成したので協議します。

記

- 1 計画名
- 2 計画概要 要領様式第2号、第3号のとおり
- 3 対象事業 要領様式第4号のとおり

観光地域づくり整備計画

観光地域づくり整備計画名		計画策定市町	
計画期間	年 ～ 年	費用対効果分析 (B/C)	
該当する観光地エリア景観計画名			
1. 目指すべき観光地域		2. 観光目標	
1-2. 目指すべき景観像※		2-2. 景観目標※	
3. 観光地域づくりの観点からの課題と整備の必要性			
(1) 現状と課題			
(2) 整備方針			
4. 上記1.～3.に記載した施策に沿った各事業及び対象要件			5. 左に記載した事業に該当する景観施策※
採択要件	事業名		
6. 指標（計画期間終了後、目標の達成状況を判断するための指標）			
7. その他必要な事項			

（注） 1. ※印の箇所は、観光地エリア景観計画から抜粋して記載すること。

観光地域づくり整備計画概要図

観光地域づくり整備計画名		計画策定市町	
--------------	--	--------	--

- (注) 1. 景観エリアの範囲がわかる図面に、観光地域づくり整備計画区域を記載して添付すること。
2. 要領様式第4号に掲げる事業番号と図面上の番号は一致させること。

観光地域づくり整備計画対象事業一覧

観光地域づくり整備計画名		計画策定市町	
計画期間	年 ～ 年	費用対効果分析 (B/C)	

事業番号	事業名	採択要件	採択要件ごとの提出資料確認表							事業主体	事業費計 (うち補助額計)	年次計画		
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦			年度	年度	年度
											()	()	()	()
											()	()	()	()
											()	()	()	()
											()	()	()	()
											()	()	()	()
										合計	()	()	()	()

- (注) 1. 補助対象外の場合についても事業費を記入し、補助対象額を0円とすること。
 2. 行が不足する場合には適宜挿入すること。
 3. 2年目以降に計画変更を行う場合には、年次計画欄の過年度分は実績値を記入すること。
 4. 採択要件ごとに以下に定める資料を添付すること。

採択要件	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	(提出資料の内容)
	他事業 非該当	整備 目的	市町 計画	対象・ 内容	協力 体制	維持 管理	情報 発信	①：道路、河川など他の補助事業に該当しないこと。
(ア) 交流人口の増加に寄与するもの	○	○	○	○	○	○	○	②：観光資源の魅力向上の観点から、事業の必要性が説明できること。
(イ) 観光客の利便性、快適性の向上に資するもの	○	○		○		○		③：市町総合計画等掲げられた制度、施策との連携、配慮、調整が図られていること。
(ウ) 施設の過剰利用を緩和・解消するもの	○	○		○		○		④：地域の観光に資するイベント等利用が想定される対象者及び内容を定量的に示すこと。
(エ) 観光客の安全対策に資するもの	○	○		○		○		⑤：周辺の観光資源や産業と連携して、地域づくりに取り組む体制を構築できること。
(オ) 優れた景観形成に資するもの	○	○	○			○	○	⑥：整備後に、施設の管理運営が適切に行われる見込みがあること。
								⑦：観光客等を幅広く誘致する情報発信方法が確立できること。

第 号
年 月 日

静岡県文化・観光部文化局富士山世界遺産課長 様

市町長 氏 名 印

全体計画（変更）協議書

世界遺産関連整備事業として実施する
ので協議します。

事業について、全体計画をとりまとめた

記

- 1 事業名
- 2 事業の目的（変更の理由）
- 3 全体事業費
- 4 事業の執行期間
- 5 事業の概要

- （注）
- 1 本協議書には、別に定める様式により、全体計画及び全体計画平面図を添付すること。
 - 2 変更協議の場合は、変更前と変更後を対照とした2段書きとし、当初を上段括弧書、変更後を下段に記載すること。

第 号
年 月 日

静岡県文化・観光部文化局富士山世界遺産課長 様

市町長 氏 名 印

補助金交付の内示変更要望書

年 月 日付け 第 号により補助金交付の内示を受けた世界遺産関連整備事業については、下記のとおり変更したいので内示の増額（減額）を要望します。

記

- 1 事業名
- 2 変更要望内容

	変更前	変更後
事業費	千円	千円
補助金額	千円	千円
事業の内容		

- 3 変更要望理由

(注) 1 事業の内容が詳細にわたる場合は、別紙明細書を添付すること。